

貳貫文春參候  
 壹貫貳百文同  
 六貫參百文  
 參貫六百文  
 貳貫四百文  
 壹貫五百文  
 七貫文  
 百八十八文十二月より六月まで  
 壹貫文  
 貳貫文  
 壹貫六百文  
 貳貫文  
 九貫五百文  
 拾貫文  
 五貫文  
 拾貫文  
 五貫文

よきぬ壹疋  
 御うらきぬ壹疋  
 よきぬ三疋  
 御うらきぬ三疋  
 つゞみかわ大小數六ヶ  
(綱カ)  
 手細腹帶五かけ  
 下路錢  
 此利平  
 上り路錢  
 下路錢りんじ  
 上り路錢りんじ  
 越前入道上下路錢  
 色々りんじ以注文申候  
 御祈足參候  
 御あつらへ物  
 藤木法眼坊  
 三上鶴千世

五貫文  
 以上  
 りんじ九貫五百文注文  
 五百文  
 貳百文  
 五百文  
 貳百文  
 壹貫五百文みだらたてられ候  
 於石河惣國中ふしん兩度  
櫛出候  
 長山八郎右衛門尉於兩郷合力いたし申候  
 山上郷・山田新右衛門尉とふらひ  
 山上郷出口村九郎右衛門尉とふらひ  
 三ヶ庄能美九郎右衛門尉とふらひ  
 山上郷北市五郎右衛門尉いゑ祝  
 超勝寺火事禮ニ何之御領よりものに  
あいニ參候  
 三ヶ庄長野村番太いゑ作申候  
 此いゑは政所の事ニ候間合力申候

神右衛門尉

以上九貫五百文  
 物以上六拾九貫文  
 殘而九文

神右衛門尉

天文拾五年六月十八日

重 □ 在判

藤木法眼坊

(三ヶ庄は能美郡能美・長野・一針なること、應永十八年閏十月十四日の條に見えて、山上郷と異なり。西泉は石川郡に屬す。文中、みだらたてられ候於石河國中惣ふしんの條注意すべし。)

十月十八日。鳳至郡櫛比莊二ヶ村の太田能清、寶泉寺に袈裟法服を寄進す。

【寶泉寺藏袈裟裏書】 鳳至郡 奉寄附袈裟法服共一具

右意趣者、源朝臣太田土佐守基俊清範禪定門爲毎月靈供也。并八木十俵相副量之。

能州櫛比庄道下寶泉寺常住物 常住院學頭榮存。

天文十五年

天文十五年丙午拾月十八日  
 施主 二ヶ村 源朝臣太田左近將監能清白

(この文書に依りて鳳至郡二ヶ村が一の邑名なりしことを確認すべし。)

十月。鳳至郡中居川崎吉久の鑄造せる飛驒千光寺の鐘銘成る。

一三三五

【千光寺鐘銘】 飛驒 聞鐘聲煩惱輕。 離地獄出火坑。 速成佛度衆生。

南飛州袈裟山千光寺。 因禍亂堂塔諸伽藍悉 焰滅。艱難之餘國主 三木直頼朝臣大和守 建立之乘其志爲菩提 成願主謹奉鑄鐘 令寄進之者也。

五五三